ＣＵ三多摩ニュース No.69

2021. 5.20　編集人　宮本　一

コミュニティユニオン東京三多摩協議会

〒185-0034　国分寺市光町 1-40-12

北多摩西教育会館内

☎Fax 042-571-1166／090-2247-1166

Email　cu3tama@abeam.ocn.ne.jp

地域の労働組合や市民と連帯して

不当労働行為、大幅賃下げとたたかう、Ａ病院労組（多摩市）への支援を！

CU 三多摩協議会多摩・稲城分会

多摩市のＡ病院は、高齢者の地域医療で中心的な役割を果たしてきました。ここで、終末を迎えるお年寄りも少なからずいます。

Ａ病院労組は、多くの看護師、介護士を労組に組織し、これまで病院当局との団体交渉で雇用労働条件を守ってきました。

ところが、2018 年、「Ｋ医療福祉グループ」という団体が病院の経営権の譲渡を受けました。Ｋグループの理事は「労働組合との団体交渉は行わない。」として交渉を拒否、その後も不誠実な対応を取り続けています。一方的に賃金を大幅に引き下げ、理事長指名で職員代表を選出。組合に提案すら行わず、一方的に就業規則を変更、新人事給与制度を導入しました。

一方的な大幅賃下げ、理事の不祥事で職員の退職に歯止めがかからず

その結果、定期昇給が廃止され、職員の給与は月額で 10 万円引き下げられました。賞与も大幅に削られました。一方で、Ｋグループ派遣の理事・事務長による、病院財産の横領、不正経理、セクハラ、パワハラが横行するなど、病院経営は混乱しています。

こうした中、この１年間で 70 人を超える職員が退職。介護病床は半分が休床となり、ドクター、ソーシャルワーカー、放射線技師などの退職に歯止めがかからず医療提供の困難性が増しています。

いわば、病院の存続が危ぶまれる事態になっているといえます。組合の追求に、Ｋグループは、病院経営が傾いているからしょうがないと、経営者としての責任を果たそうとしない、不誠実な態度を取っています。

地域で『労働組合支援、医療を守る会』を立ち上げ

こうした中、２０２１年４月９日にＡ病院の元職員、元患者の家族、ＣＵや年金者組合などが呼びかけ人になって集会を開き、Ａ病院の労働組合を支援し「地域医療を守る会」を準備会として立ち上げました。Ａ病院で起きていることを、広く市民に知らせる活動や争議支援などしていく事を確認しました。今後、「守る会」として地域に支援者を拡大し、労働組合のたたかいを地域からバックアップするとりくみを行っていきます。

現在、Ａ病院労組は、東京都労働委員会に団体交渉拒否・不誠実交渉の不当労働行為で、東京地裁立川支部には、一方的な大幅賃下げの訴えを起こして係争中です。なお、Ａ病院労組委員長のＢさんはＣＵ三多摩の組合員でもあります。みなさんの物心両面のご支援を心よりお願いします。

労働相談より　１

源泉徴収で申告された賃金と実際に受け取った賃金の額が違う

Ａさんから「Ｂ事業所から払われていた賃金と、源泉徴収票の賃金の違いに退職後に気付いた。納得できない。」という相談が寄せられました。

組合では、当初相手方に適正な修正申告を促すしかできないので、自分で事業主と交渉することをアドバイス。しかし、Ａさんから「自分ではできないので交渉をしてほしい。」との相談を再度受け、事業所への要請を行いました。

Ｂ事業所にその実態を質したところ、当初日給１万５千円を約束していたが、１万３千円で計算して支払われていたということが判明。組合は、重大な所得税法違反であることを指摘。事業主が差額を支払う意思を受け、Ｂ事業者は解決金として 100 万円を支払うことで合意しました。

労働相談より　2

特例子会社閉鎖に伴う失業問題、新規事業立ち上げで解雇撤回

Ｃさんは有名コンビニの特例子会社で働いていました。その事業所は親会社の代わりに障がい者を雇用する子会社です。

Ｃさんは、事業所が他市に移転するに伴い、就労が可能なら引き続き雇用するが、転勤できないなら退職をするよう促されていると相談に来ました。事業所の移転先は通勤に２時間も掛かり、障害を抱えるＣさんはとても通勤できない距離です。

組合は、Ｃさんに、関連会社への雇用を斡旋するよう申し入れることなどをアドバイス。それでも就労が続けられないなら団体交渉しましょうと提案。

先ごろ、Ｃさんに連絡を取ったところ「Ｄ社が同じ場所に別の企業を立ち上げ、そこで働けることになった。時間が短くなった不足分は本社の事務作業に従事することになった。」との報告がありました。

非組合員のＣさんですが、相談に来所しアドバイスしたことで雇用継続され、本人のみならず組合としても喜ばしい出来事でした。

全国一律

最低賃金 1500 円を求める署名のお願い

コロナ過で働く時間の削減や離職を余儀なくされ生活が困窮している労働者が大勢います。自営業者の困窮もこれほどないという事態です。

こういうときこそ、労働の対価である賃金の引き上げを図るべきです。CU 三多摩では他の労働組合と共闘して、最低賃金の引き上げを求めてきましたが、昨年の最低賃金は据え置かれました。引き続き最低賃金非上げを求めて運動を広げたいと考えています。

ニュースと共に署名用紙を同封します。ご自分一人でも、ご家族やご友人にもお願いして署名を広げて下さい。そしてＣＵ三多摩の事務所へ返信をお願いします。その際誠に心苦しいのですが、郵送料はカンパでお願いします。

『一日八時間働けば普通に暮らせる賃金』を求めて頑張りましょう。

知っ得ポイント

残業代は一分単位で支払われる

ある相談者の契約書に「残業代は 15 分単位で整理し、端数は切り捨てる。」と書いてありました。**残業代**は原則として**一分単位**で支払います。労働者が不利にならないよう、15 分未満は 15 分に切り上げることは可能ですが、切り下げることはできません。

例外として、一カ月単位で集計した残業時間について 30 分未満は切り捨て、30 分以上は 1 時間切り上げることは認められるものの、これが限界です。

残業代を一分単位で支払うよう求めるためには、自分の出退勤カードのコピーや自分で記録をとるなど、証拠が必要です。

自身で記録するときは、できるだけ何の理由で、何時何分に退社したと書いておくことが重要です。例えば、「決められた時間までに作業が終わらず、その日のうちに仕上げるよう指示された。」「上司の何某から、今日残業するように命令され、何時何分に終了した。」等です。

（北村博昭特定社会保険労務士・
ＣＵ三多摩書記次長）

労働相談員養成講座　（単発）

○７月 11 日（日）午後１時～3 時
○北多摩西教育会館
（ＣＵ三多摩事務所３Ｆ　国立駅下車）
○講師　白根心平弁護士
（八王子合同法律事務所）
＊学習会後執行委員会を開きます。
○参加者：執行委員と組合員又は市議
定員８０人、申し込みは下記へ
電話　042-571-1166・090-2247-1166